

○平成七年農林水産省告示第四百五十七号（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する告示）

（平成七年三月二十七日）

（農林水産省告示第四百五十七号）

改正	平成	七年一〇月二三日	農林水産省告示第一六八七号
	同	七年二月一八日	同 第二〇三五号
	同	八年 七月 八日	同 第一〇六四号
	同	一〇年 五月一五日	同 第七六六号
	同	一〇年 七月 九日	同 第一〇三四号
	同	一一年 三月三一日	同 第五四〇号
	同	一二年 九月一日	同 第一一九九号
	同	一二年二月 四日	同 第一四七七号
	同	一二年二月一九日	同 第一六二七号
	同	一三年一〇月 二日	同 第一三四二号
	同	一五年 九月一八日	同 第一四六六号
	同	一五年一〇月 一日	同 第一五三七号
	同	一六年 三月二四日	同 第六九〇号
	同	一六年 三月三〇日	同 第七二五号
	同	一六年十二月二一日	同 第二一九二号

同	一八年	六月二八日	同 第八九六号
同	一九年	三月一三日	同 第二六五号
同	二八年	七月二八日	同 第一五〇五号
同	三〇年	二月一〇日	同 第二六六二号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第六十一条第八項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）、第六十二条第四項、第七十条第一項及び第七十一条第三項並びに主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（平成七年政令第九十八号）第一条第五号、第三条及び第四条第二項第四号の規定に基づき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関し、次のように定め、平成七年四月一日から施行する。

- 一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第二項第六号の農林水産大臣が指定するものは、次に掲げるものとする。
 - イ メスリン粉及びライ小麦粉
 - ロ ライ小麦のひき割りしたもの及びミール
 - ハ 米穀、小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦のペレット
 - ニ 米穀、小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦のロールにかけ又

はフレック状にしたもの

ホ 関税率法（明治四十三年法律第五十四号）別表第二一〇四・二九号の一から三までに掲げるその他の加工穀物

へ 米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八十五パーセントを超えるものであって、次のいずれかに該当するもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

（一） 米穀産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。以下同じ。）、大麦産品（はだか麦産品を含む。以下同じ。）及びでん粉のうち、米穀産品、小麦産品又は大麦産品が最大の重量を占めるもの

（二） 米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるものであって、小麦でん粉を含有するもの

ト 米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

チ 米穀、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（はだか麦を含む。）のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全

重量の五十パーセント以上の調製食料品

リ 粒状の小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの

ヌ 乾パン

ル 関税率法別表第二一〇六・九〇号の二の（一）に掲げる調製食料品

二 令第六条第五号の農林水産大臣が指定するものは、次に掲げるものとする。

イ 米穀のペレット

ロ 米穀のロールにかけ又はフレック状にしたもの

ハ 関税率法別表第一一〇四・二九号の二に掲げるその他の加工穀物

ニ 米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八十五パーセントを超え、かつ、米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

ホ 米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

へ 米穀を単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五十パーセント以上の調製食料品

ト 関稅定率法別表第二一〇六・九〇号の二の(一)のAに掲げる調製食料品

三 主要食糧の需給及び價格の安定に関する法律(以下「法」といふ。)第三十條第三項の農林水產大臣が定めて告示する額は、一キログラムにつき二百九十二円とする。

四 法第三十一條第三項及び第三十四條第一項の農林水產大臣が定めて告示する額は、別表第一の上欄の各号に掲げる米穀等の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げる額とする。

五 令第十二條第二項第四号の農林水產大臣が指定するものは、次に掲げるものとする。

イ メスリン粉及びライ小麦粉

ロ ライ小麦のひき割りしたもの及びミール

ハ 小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦のペレット

ニ 小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦のロールにかけ又はフレーク状にしたもの

ホ 関稅定率法別表第一一〇四・二九号の一及び三に掲げるその

他の加工穀物

へ 米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八十五パーセントを超えるものであつて、次のいずれかに該当するもの(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)

(1) 米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、小麦産品又は大麦産品が最大の重量を占めるもの

(2) 米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるものであつて、小麦でん粉を含有するもの

ト 小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(はだか麦を含む。)のいずれかを単に膨脹させて又はいつて得た物品の含有量が全重量の五十パーセント以上の調製食料品

チ 粒状の小麦、大麦、はだか麦又はライ小麦であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの

リ 関稅定率法別表第二一〇六・九〇号の二の(一)のBに掲げる調製食料品

六 法第四十二條第三項の農林水產大臣が定めて告示する額は、別

表第二の上欄の各号に掲げる麦の区分及び同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

七 法第四十三条第三項及び第四十五条第一項の農林水産大臣が定めて告示する額は、別表第三の上欄の各号に掲げる麦等の区分及び同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。ただし、平成十九年四月一日以降において、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の第二第三項に規定する特別特惠受益国を原産地とする別表第三の上欄の各号に掲げる麦等を輸入する場合には、一キログラムにつき〇円とする。

八 法第四十六条第三項の農林水産大臣が定めて告示する額は、次に掲げる額とする。

イ 別表第一の上欄の各号に掲げる米穀等（米穀を除く。）にあつては、当該米穀等の区分に応じ、同表の下欄の当該各号に掲げる額

ロ 別表第三の上欄の各号に掲げる麦等（小麦、大麦及びはだか麦を除く。）にあつては、当該麦等の区分及び同表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める額

（平七農水告一六八七・平七農水告二〇三五・平八農水告

一〇六四・平一〇農水告七六六・平一〇農水告一〇三四・平一一農水告五四〇・平一二農水告一一九九・平一二農水告一四七七・平一二農水告一六二七・平一三農水告一三四二・平一五農水告一四六六・平一五農水告一五三七・平一六農水告六九〇・平一六農水告七二五・平一六農水告二一九二・平一八農水告八九六・平一九農水告二六五・平二八農水告一五〇五・平三〇農水告二六六二・一部改正）

附 則 抄

1 法附則第四条の規定により読み替えられた法第六十二条第一項の政府が指定する者は、米穀の加工又は米穀を原料若しくは材料とする製品の製造を業とする者又はその組織する団体で、農林水産大臣が適当と認めるものとする。

改正文・附則（平成七年一〇月二三日農林水産省告示第一六八七号）抄

① 平成七年十一月一日から施行する。

2 平成七年産の米穀についての改正後の平成七年三月二十七日農林水産省告示第四百五十七号の六の規定の適用については、同六中「生産年の翌年の三月三十一日（同月二十二日以後法第五条第三項の規定により承認された増加の変更に係る米穀を売り渡そう

とする場合にあつては、当該承認を受けた日から起算して十日を経過した日」とあるのは、「千葉県、新潟県、富山県、石川県及び福井県の区域内で生産される米穀にあつては平成八年四月十五日（同月六日以後法第五条第三項の規定により承認された増加の変更に係る米穀を売り渡そうとする場合にあつては、当該承認を受けた日から起算して十日を経過した日）」とし、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、長野県、三重県、滋賀県及び島根県の区域内で生産される米穀にあつては平成八年五月十五日とし、その他の都府県の区域内で生産される米穀にあつては平成八年五月三十一日」とする。

改正文（平成一一年三月三十一日農林水産省告示第五四〇号）

抄

平成十一年四月一日から施行する。

改正文（平成一二年一二月四日農林水産省告示第一四七七号）

抄

平成十三年一月六日から施行する。

改正文（平成一三年一〇月二日農林水産省告示第一三四二号）

抄

平成十四年一月一日から施行する。

改正文（平成一五年九月一八日農林水産省告示第一四六六号）

抄

平成十五年十一月一日から施行する。

改正文（平成一六年三月三〇日農林水産省告示第七二五号）

抄

平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月二三日農林水産省告示第二六五号）

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、九の改正規定中「とする。」の下に「ただし、平成十九年四月一日以降において、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第三項に規定する特別特惠受益国を原産地とする別表第三の上欄の各号に掲げる麦等を輸入する場合には、一キログラムにつき〇円とする。」を加える部分は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年七月二八日農林水産省告示第一五〇五号）

抄

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

附則（平成三〇年一二月一〇日農林水産省告示第二六六号）

抄

この告示は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進

的な協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

別表第一

(平一一農水告五四〇・平二八農水告一五〇五・一部改正)

品名	金額
<p>一 米穀</p> <p>米穀のロールにかけ又はフレーク状にしたもの 関稅定率法別表第一一〇四・二九号の二に掲げる その他の加工穀物</p> <p>粒状の米穀であらかじめ加熱による調理その他 の調製をしたもの（米穀の含有量が全重量の三十 パーセント以下のものを除く。）</p> <p>米穀を単に膨脹させて又はいつて得た物品の含 有量が全重量の五十パーセント以上の調製食料 品</p> <p>関稅定率法別表第二二〇六・九〇号の二の（一） のAに掲げる調製食料品</p>	<p>一キログラム につき二九二 円</p>
<p>二 米穀粉</p> <p>米穀のひき割りしたもの及びミール</p>	<p>一キログラム につき三二一 円</p>

米穀のペレット

円

米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八十五パーセントを超え、かつ、米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、米穀産品が最大の重量を占めるもの（ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

米菓生地（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）

餅、だんごその他これらに類する米穀の調製食料品（乳幼児用若しくは食餌療法用のもの又は米穀の含有量が全重量の三十パーセント以下のものを除く。）

別表第二

品名	金額
平成七 年四月	
平成八 年四月	
平成九 年四月	
平成一〇 年四月	
平成一一 年四月	
平成一二 年四月	

別表第三

二 大麦及 びはだ か麦	一キロ	七〇銭	一キロ	一キロ	もの	一日か	ら平成	八年三	月三一	日まで	に輸入	される	もの
	グラム	五〇円	グラム	グラム	もの	一日か	ら平成	九年三	月三一	日まで	に輸入	される	もの
	につき	四九円	につき	につき	るもの	一日か	ら平成	一〇年	三月三	日ま	でに輸	入され	るもの
	三三円	八〇銭	ラムにつ	ラムにつ		日か	ら平成	成一年	三月三一	日までに	輸入され	るもの	るもの
	一〇銭	五〇銭	ラムにつ	ラムにつ		日か	ら平成	成二年	三月三一	日までに	輸入され	るもの	るもの
		二〇銭	ラムにつ	ラムにつ		日以後に		輸入され	るもの				

一 小麦 メスリン及びラ イ小麦	一キロ	七〇銭	一キロ	一キロ	もの	品名	金額
	グラム	四〇銭	グラム	グラム	もの	平成七	平成八
	につき	一〇銭	につき	につき	るもの	平成九	平成一〇
	五〇円	八〇銭	ラムにつ	ラムにつ	の	平成一〇	平成一一
	四九円	五〇銭	ラムにつ	ラムにつ	の	平成一一	平成一二
	四七円	二〇銭	ラムにつ	ラムにつ		平成一二	平成一三

(平一三農水告一三四二・平二八農水告一五〇五・平三〇農水告二六六一・一部改正)

<p>四</p> <p>大麦粉及びはだか麦粉</p> <p>大麦又ははだか麦のひき割りしたもの及びミール</p> <p>大麦又ははだか麦のペレット</p> <p>米穀、小麦、大麦、はだか麦若しくはライ小麦の粉、ひき割りしたもの、ミール</p>	<p>品が最大の重量を占めるもの</p> <p>(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p>
<p>一キロ</p> <p>グラム</p> <p>五〇銭</p>	
<p>一キロ</p> <p>グラム</p> <p>五八円</p>	
<p>一キロ</p> <p>グラム</p> <p>五〇銭</p>	
<p>一キロ</p> <p>グラム</p> <p>五五円</p>	
<p>一キロ</p> <p>グラム</p> <p>五三円</p>	
<p>一キロ</p> <p>グラム</p> <p>五二円</p>	

<p>五</p> <p>大麦又ははだか麦のものを除く。)</p>	<p>ル若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超え、かつ、米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、大麦産品が最大の重量を占めるもの</p> <p>(ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p>
<p>一キロ</p>	
<p>一キロ</p>	
<p>一キロ</p>	
<p>一キロ</p>	
<p>一キロ</p>	
<p>一キロ</p>	

の粉、ひき割り	しくはライ小麦	麦、はだか麦若	米穀、小麦、大	小麦でん粉	八	穀物	るその他の加工	九号の三に掲げ	第一〇四・二	関税定率法別表	七	六	小麦又はライ小	麦のロールにか	け又はフレーク	状にしたもの	又はフレーク状に	麦のロールに	かけたもの
円一〇	一一四	につき	グラム	一キロ		九〇銭	八二円	につき	グラム	一キロ		六〇銭	九二円	につき	グラム	一キロ	三〇銭	六六円	グラム
円二〇	一一一	につき	グラム	一キロ		八〇銭	八〇円	につき	グラム	一キロ		二〇銭	九〇円	につき	グラム	一キロ	六〇銭	六四円	グラム
円三〇	一〇八	につき	グラム	一キロ		七〇銭	七八円	につき	グラム	一キロ		八〇銭	八七円	につき	グラム	一キロ	九〇銭	六二円	グラム
円四〇	一〇五	につき	グラム	一キロ		六〇銭	七六円	につき	グラム	一キロ		四〇銭	八五円	につき	グラム	一キロ	二〇銭	六一円	グラム
円五〇	一〇二	につき	グラム	一キロ		五〇銭	七四円	につき	グラム	一キロ			八三円	につき	グラム	一キロ	五〇銭	五九円	グラム
六〇銭	九九円	につき	グラム	一キロ		四〇銭	七二円	につき	グラム	一キロ		六〇銭	八〇円	につき	グラム	一キロ	八〇銭	五七円	グラム

したものの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物の含有量の合計が全重量の八五%を超え、かつ、米穀産品、小麦産品、大麦産品及びでん粉のうち、でん粉が最大の重量を占めるものであって、小麦でん粉を含有するもの（ケーキミックス及び乳幼児	銭
	銭
	銭
	銭
	銭
	銭

<p>九 小麦又はライ小麦を単に膨脹させて又はいって得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品</p> <p>粒状の小麦又はライ小麦であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの</p> <p>関税率法別表第二一〇六・九〇号の二の(一)のB.G.(a)に掲</p>	用又は食餌療法用のものを除く。	一キロ	グラム	六七円	三〇銭
		一キロ	グラム	六五円	六〇銭
		一キロ	グラム	六三円	九〇銭
		一キロ	グラム	六二円	二〇銭
		一キロ	グラム	六〇円	五〇銭
		一キロ	グラム	五八円	八〇銭

<p>十 大麦又ははだか麦を単に膨脹させて又はいって得た物品の含有量が全重量の五〇%以上の調製食料品</p> <p>粒状の大麦又ははだか麦であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの</p> <p>関税率法別表第二一〇六・九〇号の二の(一)のB.G.(b)に掲</p> <p>げる調製食料品</p>	げる調製食料品	一キロ	グラム	四二円	九〇銭
		一キロ	グラム	四一円	八〇銭
		一キロ	グラム	四〇円	七〇銭
		一キロ	グラム	三九円	六〇銭
		一キロ	グラム	三八円	五〇銭
		一キロ	グラム	三七円	四〇銭